B　令和９年度　給与支払報告書（個人別明細書）の記載上の注意

※詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている
ア.「令和８年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」　ア. 国税庁　源泉徴収票　検索
イ.「令和８年分　年末調整のしかた」をご覧ください。　イ. 年末調整のしかた　検索

①「住所」欄　②「個人番号」欄　③「氏名」欄
令和９年１月１日（退職者は退職時）現在の情報を記載します。氏名は、住民票に記載の氏名を記載してください。フリガナ及び個人番号（マイナンバー）も必ず記載してください。

④「種別」欄
俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載します。

⑤「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄
「所得金額調整控除」の適用がある場合には、「所得金額調整控除」の額を控除した後の金額を記載します。

⑥「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄
控除対象配偶者を有しているときは「○」を記載します。

⑦「配偶者(特別)控除の額」欄
配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

⑩「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄
控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。

⑪「配偶者の合計所得」欄
控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載します。

- **配偶者控除**の場合→⑥⑦⑩⑪欄を記載します。
- **配偶者特別控除**の場合→⑦⑩⑪欄を記載します。
- 合計所得金額が1,000万円超の受給者が同一生計配偶者について障害者控除の適用を受けた場合、⑧摘要欄に「氏名(同配)」と記載します。

特定親族特別控除

「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が62万円超123万円以下の人をいいます。

特定親族がいる場合、A「控除対象扶養親族等の数の特親」欄、B「特定親族特別控除の額」欄、C「控除対象扶養親族等」欄の３カ所に記載が必要です。

A…該当者の人数を記載します。
B…特定親族特別控除の合計額を記載します。（※）
C…該当者の氏名、個人番号及び区分欄を記載します。（※）

（※）具体的な控除金額や区分欄の記載方法については、「令和８年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁ホームページ）をご確認ください。

※この記載例及び記載上の注意は、基本的に年末調整の適用を受けた場合のものです。年末調整をしていない場合等については左記手引きをご覧ください。また、この記載例はこの給与以外の所得がない場合を想定しています。

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

支払を受ける者 住所	※区分	(受給者番号) 000-00000015
	① 武蔵野市境6-5-4　ハウス武蔵野201	② (個人番号) 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
		(役職名) 係長
		氏名 (フリガナ) ムサシノ　タロウ
		③ 武蔵野　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
④給料・賞与	内 6,847,500 円	⑤ 5,062,750 円	2,484,664 円	内 0 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）			非居住者である親族の数		
	老人	特定		老人		その他		特親		特別		その他		
		従人		従人		従人		従人						
有 ⑥ / 従有	⑦ 360,000 円	人	人	内 人	人	人	1	人	人	2 人	内 人	人	人	人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
B 円	内 909,864 円	120,000 円	44,800 円	160,300 円 A

(摘　要)【摘要欄の記載例】　普通徴収とした場合、普通徴収切替理由書の該当する符号普Ａ～普Ｆを記載。

⑧ 普F

(前職分) 武蔵野市中町 1-2-8　吉北株式会社　令和８年３月31日退職
支払金額 1,500,000円　社会保険料 150,000円　徴収税額 50,000円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	100,000 円	介護医療保険料の金額	90,000 円	新個人年金保険料の金額	360,000 円	旧個人年金保険料の金額	180,000 円
⑨ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日（1回目）	1 年 10 月 25 日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住（特特）	住宅借入金等年末残高（1回目）	20,500,000 円		
	住宅借入金等特別控除可能額	205,000 円	居住開始年月日（2回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		住宅借入金等年末残高（2回目）	円		

C

(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) ムサシノ　ハナコ	区分	⑪ 990,000 円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
	氏名 ⑩ 武蔵野　花子		配偶者の合計所得	基礎控除の額	670,000 円 ⑫	所得金額調整控除額	⑬ 円
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						

控除対象扶養親族等

1	(フリガナ) ムサシノ　イチロウ / 氏名 武蔵野　一郎 / 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	区分	16歳未満の扶養親族 1	(フリガナ) ムサシノ　ジロウ / 氏名 武蔵野　二郎 / 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
2	(フリガナ) / 氏名 / 個人番号	区分	2	(フリガナ) ムサシノ　サクラ / 氏名 武蔵野　桜 / 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5
3	(フリガナ) / 氏名 / 個人番号	区分	3	(フリガナ) / 氏名 / 個人番号
4	(フリガナ) / 氏名 / 個人番号	区分	4	(フリガナ) / 氏名 / 個人番号

・個人番号も必ず記載してください。
・同じ人を２人以上が扶養することはできません。

5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
										○		8	4	1	昭和	53	6	7

（市区町村提出用）

支払者	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 （右詰で記載してください。）
	住所（居所）又は所在地	東京都武蔵野市緑町2-2-28
	氏名又は名称	株式会社　西久保産業　（電話）　0422-××-××××

⑧「摘要」欄　（例）

◆令和８年中に就職した方の前職分
前職分を含めて年末調整した場合は、前事業所の所在地、前事業所名称、給与等の金額、社会保険料額、源泉徴収税額及び退職年月日を記載します。

◆青色事業専従者給与　「青専」等と記載します。

◆租税条約に基づく課税免除
「○○条約○○条該当」と記載します。

◆年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例
「租税特別措置法第41条の15の５第１項適用」と記載します。

⑨「住宅借入金等特別控除の額の内訳」

◆「居住開始年月日」欄
和暦で記載します。

◆「住宅借入金等特別控除可能額」欄
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を必ず記載します。

◆「住宅借入金等特別控除区分(１回目，２回目)」欄
住、認、増、震の区分を記載します。
また、「特例特別特例取得」に該当する場合は区分の後に「（特特特）」を、「特別特定取得」に該当する場合は区分の後に「（特特）」を、「特定取得」（特別特定取得以外）の場合は「（特）」を記載します。

⑫「基礎控除の額」欄
「給与所得者の基礎控除申告書」から転記します。

合計所得金額		基礎控除の額
489万円以下		104万円
489万円超	655万円以下	67万円
655万円超	2,350万円以下	62万円
2,350万円超	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円
2,500万円超		なし

【所得金額調整控除】
その年の給与等の収入金額が850万円を超える受給者が下表のいずれかの要件に該当する場合に、年末調整において所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けることができます。

⑬「所得金額調整控除額」欄
年末調整において所得金額調整控除の適用を受けた場合、その金額を記載します。下表のとおり⑧摘要欄への記載が必要になることがあります。

所得金額調整控除（子ども等）の要件	摘要欄への記載方法(例)
本人が特別障害者	記載不要
同一生計配偶者が特別障害者	(例)武蔵野　花子(同配)※
扶養親族が特別障害者	(例)武蔵野　一郎(調整)※
扶養親族が年齢23歳未満	

※（源泉・特別）控除対象配偶者欄・扶養親族欄等に氏名の記載がある場合には記載省略可。